

CALICO LEGAL
行政書士事務所

行政書士事務所

日本のルールと 必要な手続きを知ろう!

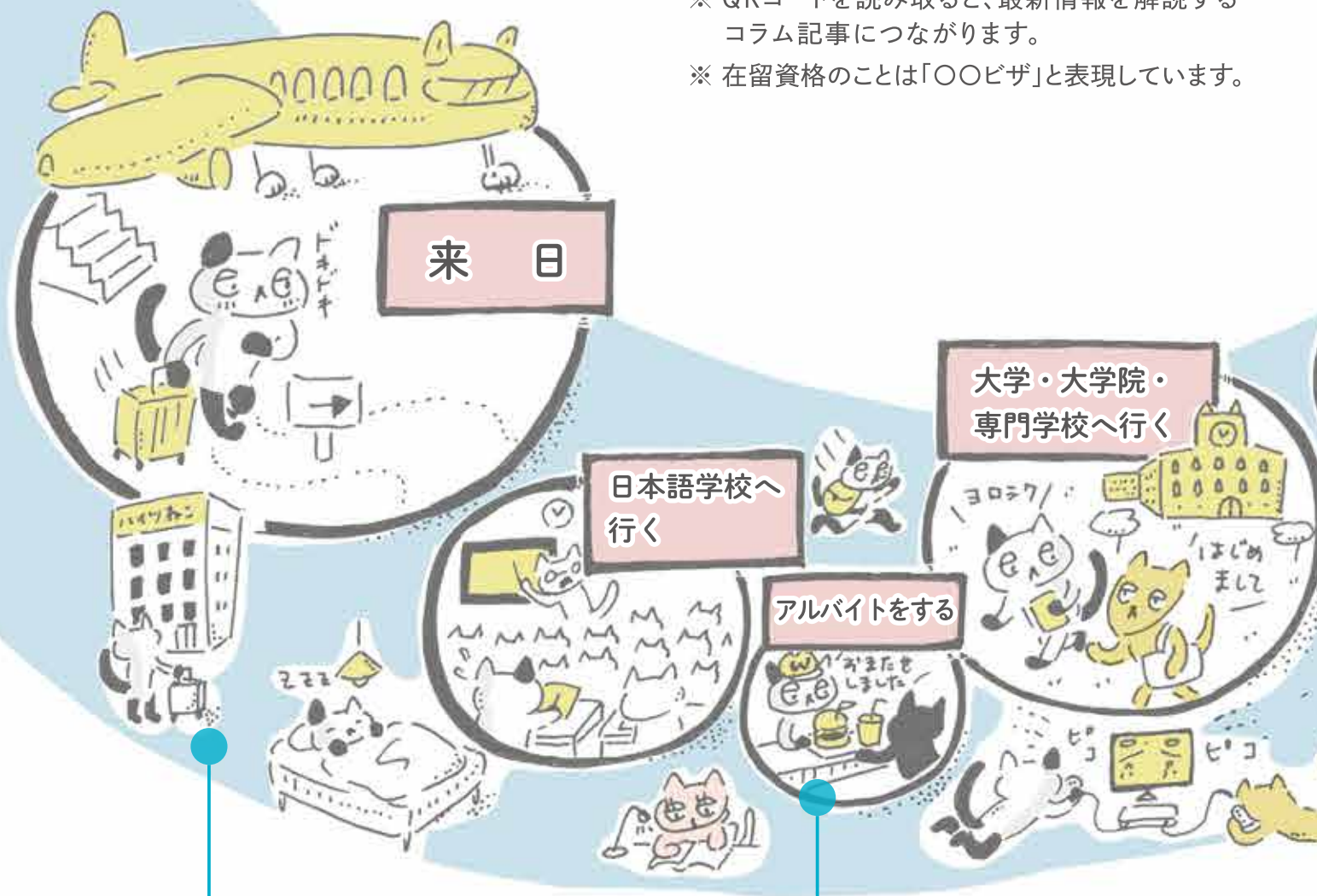
日本での生活を始めるにあたって、在留資格(ビザ)、税金、社会保険など、日本のルールを正しく知ることが大切です。ひとりの外国人の人生を追いかけて、見ていきましょう。

とくに永住者ビザを
目指す人は要CHECK!



※ QRコードを読み取ると、最新情報を解説する
コラム記事につながります。

※ 在留資格のことは「〇〇ビザ」と表現しています。



①日本で暮らす外国人の義務

- ・引っ越しや転職をしたら入管に届け出る
- ・お金を稼いだら「税金」を払う
- ・「年金」と「健康保険」に入って費用を払う

これらは、日本で暮らす外国人の義務です。留学生や収入が少ない人は、年金や健康保険の支払いを免除できる制度もあります。



②アルバイトは1週間に28時間まで

留学生は「資格外活動許可」の申請をすれば、1週間に28時間までアルバイトができます。このルール守らずに働きすぎると、留学ビザの更新や日本での就職ができなくなることもあります。



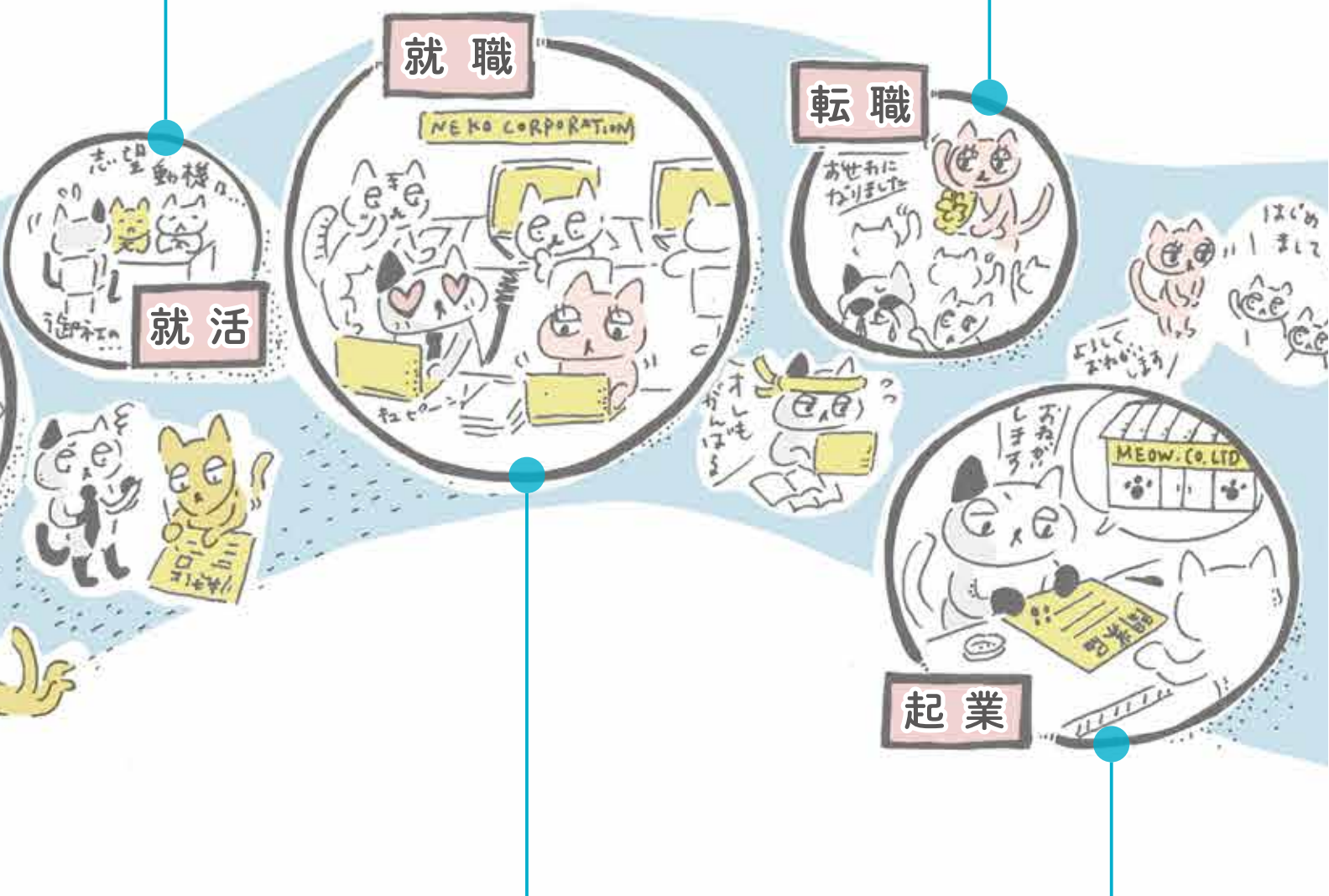
③留学生の就職活動

日本の就職活動は、会社説明会や面接の時期が決まっています。希望の会社に入るには、卒業する1年以上前から準備することが必要です。就職が決まったら、卒業する前の12月から就労ビザへの変更を申請できます。



⑤転職するとき

会社から求められたら「就労資格証明書」を取得します。学歴や職歴と関連がない仕事への転職は、できないこともあります。新しい会社が決まったら、入管への届出も忘れずに。



④働ける仕事と働けない仕事

外国人は、卒業した学校の専攻によって、働くことができる仕事が決まります。不法就労にならないよう、正しい情報を入手することが大切です。不安なときは、専門家に相談しましょう。



⑥外国人が起業するとき

外国人が起業するときは、まず会社を作り、そのあと「経営・管理ビザ」に変更します。事業計画書を作るほか、オフィスや店舗を借りたり、スタッフを決めるなど、事前準備が必要です。



⑦永住者ビザを申請するとき

日本に10年以上住んで、5年以上働くと、永住者ビザの申請ができます。日本人と結婚したり、高度人材外国人に該当すると、もっと短い期間で申請できます。永住者になると、ビザの更新が不要になり、転職や起業もしやすくなります。



⑧日本に帰化するとき

日本に5年以上住んで、そのほかの条件を満たすと、帰化の申請ができます。母国の書類も必要になるので、準備のスケジュールを立てて取り組みましょう。



永住申請

結婚

出産

帰化申請

⑨結婚したとき

母国の在日大使館や、日本の役所に届け出ましょう。「配偶者ビザ」、「家族滞在ビザ」などに変更する場合は、入管に申請が必要です。



⑩子どもが生まれたとき

生まれてから14日以内に役所に出生届を出し、30日以内に入管に子どものビザを取得する申請をしましょう。



⑪外国籍の子どもの教育

外国籍の子どもも日本の小学校、中学校に入学できます。学校にうまくなじめないケースもあるので、早めに調べておきましょう。



相談から申請までの流れ

1. 問い合わせ



2. 相談・ヒアリング

丁寧にお話を聞いて、
在留資格（ビザ）の申請
方法を一緒に考えます。



3. 契約

契約を結んで、業務を
開始します。



4. 必要な資料の準備

私たちとお客様で分担
して、手続きに必要な
書類を集めます。



5. 入管に提出

私たちが入管に申請に
行きます。お客様が行
く必要はありません。



6. 在留カードお渡し

申請が許可されたら、私
たちが入管に在留カード
を取りに行き、お客様に
渡します。

※ 「入管」とは、「出入国在留管理局」の略です。

お客様の声



李 様
(中国／女性)
永住許可申請

親身になって一緒に考えてくれました

ホームページにある藤井さんの表情が優しくそうだったし、事務所の名前も三毛猫で、とにかく話しやすそうだったので連絡しました。すごく丁寧に話を聞いて、親身になって一緒に方法を考えてくれました。「自分は無理」と思っている人も、まず相談してみるといいと思います。



戴 様
(中国／男性)
永住許可申請

迅速、適切に対応いただきました

最初の相談の際に、「載さんは僕がいなくても自分で申請できそうです。」と素直に言っていただいたので、とても信用できる方だと思いました。実際は自分で書類を用意する時間などがないので依頼させていただきました。とても迅速、適切に対応いただいて、納得いく申請ができました。依頼して良かったです。

当事務所にご相談いただいた方の声をもっと読む→



事業紹介

- ① 日本で生活する外国人のビザ申請
- ② 海外から外国人を呼び寄せるための手続き
- ③ 永住者ビザの申請
- ④ 帰化申請
- ⑤ 外国人を雇用する企業の受け入れ体制づくり など

就労ビザ、高度専門職ビザ、経営・管理ビザ、特定技能ビザ、配偶者ビザ、家族滞在ビザなど、すべての在留資格に対応できます。



行政書士紹介

藤井 祐剛 (Fujii Yugo) 出入国在留管理局申請取次行政書士



教育関係企業、法テラス（法務省所管機関）、NPOで働いたあと、2016年2月に行政書士登録。外国人のビザ申請、永住許可申請、ビジネス支援などに取り組む。慶應義塾大学文学部卒業、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科修了（MBA）。一男二猫の父。事務所名のCALICOは、三毛猫の意味。



CALICO LEGAL 行政書士事務所

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-5
天翔日本橋人形町ビル306

T E L : 03-3669-5200 受付:9時～18時/土日祝休

MAIL : info@calico-legal.com

ACCESS

- 日比谷線・都営浅草線
「人形町駅」… 徒歩3分
- 東京メトロ半蔵門線・銀座線
「三越前駅」… 徒歩8分

